

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況に十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置

本校においては、台風により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合や京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、緊急電話に対応する必要がありますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

「特別警報」について

1. 登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
2. 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 水曜校時6校時(13時45分)から始業(給食は中止)
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

「暴風警報」について

1. 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
2. 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合 3校時(10時30分)から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 水曜校時6校時(13時45分)から始業(給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象情報により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

※特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。

地震について

1. 登校前に発生した場合
 - (1)京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ※学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ※下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ※休業日、休業前の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(PTAメール・ホームページ等)により、授業等を実施する旨を連絡します。
 - (2)臨時休業とした場合、登校の再開は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
2. 在校中に発生した場合
直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。
帰宅については、「災害時児童引き渡しカード兼緊急連絡票」に記載されている引受人の方への引き渡し帰宅とします。引受人に変更がある場合は、個人懇談会の際にお知らせください。
3. 家庭での啓発
災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのが、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。